

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 28

円滑化法：認定申請のタイミング～贈与の特例

今回から、贈与と相続の特例を受けるための前提として、経済産業大臣の認定を受けるための要件や手続きに関してお話をしましょう。

前に触れたように、事前に行う確認の要件は少なく比較的容易ですが、その後の認定の要件や、更に相続や贈与後の事業継続要件も知って、予め検討と準備をしておくことが必要です。

今回は、贈与に係る円滑化法の認定申請のタイミングについてです。

相続に関しては、特定代表者（現又は元代表者で自社株式を筆頭株主として保有している方）が亡くなった日＝相続開始の日から8ヶ月以内が認定申請の期限です。相続開始といっても、実際には株式をはじめ、多くの財産の具体的な帰属は終わっていません。その後遺言書や相続人間の協議によって、時間をかけて遺産分割が行われる中で認定要件を確認して申請することになりますが、贈与に関しては少し手順が違い分かりにくいのではないかと思います。

贈与の場合には、贈与の日の属する年の翌年1月15日が、経済産業局への認定の申請期限になります。贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される認定書とその他の必要書類を添付して、贈与税の申告を行うことが必要です。

認定要件を満たしているかどうかの判定は、認定申請基準日（贈与の日が1月1日～10月15日の場合は10月15日、贈与の日が10月15日～12月31日の場合はその贈与の日）で行うものと、贈与の時に行うものの二つがあるので注意が必要です。贈与の日によっては認定基準日が贈与日ということになりますので、周到な事前の確認が必要になるということです。

つまり、認定要件を満たすことを確認した上で贈与を実行します。その上で翌年1月15日までに認定申請をし、3月15日までに贈与申告をするという流れになります。

贈与税の納税猶予を受けるための認定申請で特徴的なことは、贈与を受ける者がすでに保有している株式を含めて3分の2に満ちるまでの株式数を一括贈与しなければならないということです。贈与者の保有持株数によっては、先代は一株残らず贈与しなければなりません。更に、贈与の時に取締役も監査役も退任して完全に経営から離れていることが求められます。

無報酬でも非常勤でも役員ですから退任が必要です。会社に残ることができるとすれば顧問とか相談役ということでしょうか。私の経験では、この点が情緒的主観的な障壁となって生前の承継の完了＝事業承継の完結に踏み切れないということがあるように思います。

無事に自社株の贈与が完了しても、以後に遺留分侵害による減殺請求というトラブルの懸念が残りますので、できればその辺の配慮や円滑化法の民法特例の検討も必要かと思います。

■ご意見・ご質問等がございましたらFAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）

 日成コンサルティング株式会社